

水道料金(基本料金)現金給付事業 交付金に関するQ&A

【交付金に関する全般的な質問】

質問	回答
1 令和8年1月1日時点で給水契約を締結しており、令和8年1月2日以降に支払方法を納付書から口座振替に変更した場合は、どのように給付されますか？	「令和8年1月1日時点で給水契約を締結しており、支払方法が納付書の方」に該当します。
2 下水道使用料のみの使用者は交付金の対象になりますか？	交付金の対象になりません。
3 マンションなど管理会社に水道料金を支払っている場合はどうなりますか？	一括給水契約により、管理会社やオーナー様等が代表して上下水道局にお支払いされている入居者の方は、別途申請をいただき交付金を交付します。 申請方法等については、2月末頃から、順次案内書類(申請書等)をポストインします。
4 社員寮や学生寮に入居しており、水道料金については家賃に含まれて支払っています。この場合、交付金は支払われるのでしょうか？	社員寮や学生寮に入居されている方につきましては、管理会社様やオーナー様と上下水道局との契約状況によって対応が異なります。詳しくは事務センターにお問い合わせください。
5 令和8年1月2日以降に給水契約を締結した場合は、遡って交付金の対象になりますか？	交付金の対象になりません。
6 「令和8年1月1日時点で給水契約を締結している」とは、どういうことですか？	令和8年1月1日時点の給水契約者とは、令和8年1月1日までに開栓の届出が提出されており、水道をできる状態の方です。
7 一つの給水契約の家に2世帯で居住している場合、交付金は2世帯給付されるのでしょうか？	交付金は、給水契約者ごとに給付します。一つの給水契約の住宅に2世帯で居住されている場合でも、交付金は給水契約1件分のみとなります。

【水道料金の支払い方法が納付書の方】

質問	回答
1 案内書類が届いていません。	発送の対象は令和8年1月1日時点の給水契約者で、水道料金の支払い方法が納付書の方です。 対象のはずなのに届いていない場合は、直接事務センターへお問い合わせください。 電話番号：072-812-5351(9時～17時30分(土、日曜、祝日を除く))
2 口座確認書類を提出したら、今後の水道料金は口座引き落としになるのですか？	今回の交付金のお振込みのみ使用しますので、口座引き落としにはなりません。
3 口座確認書類には何を添付すればいいですか？	受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しを添付してください。
4 給水契約者名義の口座以外に振り込むことはできますか？	原則、給水契約者名義の口座で申請をお願いします。 給水契約者名義の口座以外に振り込む場合は、委任状や委任を受ける方の本人確認書類が必要です。
5 給水契約者名義の口座以外に振り込む場合は、どのような書類が必要ですか？	以下の書類の写しを提出してください。 <顔写真付き(1点のみ)> 個人番号(マイナンバー)カード、運転免許証(裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要)、 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、各種福祉手帳(身体障害者手帳など)、 パスポート(旅券)、在留カードまたは特別永住証明書 等 ※有効期限のあるものについては、必ず期限内のものを貼付してください。 <顔写真なし(2点の提出)> ※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されたものに限りです。 資格確認書、介護保険証、医療受給者証、年金手帳(年金証書)、学校名が記載された学生証 等 <法定代理人の方> 法定代理人の本人確認書類の提出と給水契約者の「戸籍謄本(全部事項証明書)」を添付 <成年後見人等の方> 本人確認書類の提出と「成年後見登記事項証明書」 「審判書及び登記番号通知書」 「審判書及び審判の確定証明書」のいずれか1点を添付

【集合住宅などで、家賃等に水道料金が含まれている(個別に給水契約をしていない)方】

質問	回答
1 案内書類が届いていません。	対象の方へは2月末頃から順次案内書類をポストインします。 対象のはずなのに書類が届かない場合は、直接事務センターにお問い合わせください。 電話番号：072-812-5351(9時～17時30分(土、日曜、祝日を除く))
2 どのような人が対象ですか？	令和8年1月1日時点の対象物件の入居者で、居住実態が書類等で確認できる方です。
3 申請者の本人確認書類はどのような書類が必要ですか？	以下の書類の写しを提出してください。 <顔写真付き(1点のみ)> 個人番号(マイナンバー)カード、運転免許証(裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要)、 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、各種福祉手帳(身体障害者手帳など)、 パスポート(旅券)、在留カードまたは特別永住証明書 当 ※有効期限のあるものについては、必ず期限内のものを貼付してください。 <顔写真なし(2点の提出)> ※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されたものに限りです。 資格確認書、介護保険証、医療受給者証、年金手帳(年金証書)、学校名が記載された学生証 等 <法人の場合> 「登記事項証明書」を添付

4	口座確認書類には何を添付すればいいですか？	受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しを添付してください。
5	居住状況確認書類はどのような書類が必要ですか？	<p>以下の書類の写しを提出してください。</p> <p>※各書類は、必ず令和8年1月1日が含まれているもの、申請者の住所地(部屋番号までわかるもの)、申請者氏名が記載されたものが必要となりますので、ご注意ください。</p> <p>※令和7年12月、令和8年1月に請求書等が分かれている場合などは、2枚必要となります。</p> <p>※紙書類がない場合、ウェブ明細の画面印刷でも構いません。</p> <p>【分譲マンション、賃貸マンション等にお住まいの方】</p> <p>①、②のいずれかを添付してください。</p> <p>①令和8年1月1日の利用を含む公共料金(電気・ガス・インターネット等)や家賃支払がわかる書類</p> <p>②令和8年1月1日の期間が記載されている賃貸借契約書(例：令和7年4月1日～令和9年4月1日)</p> <p>※上記①の場合で、12月分の書類が用意できない(令和8年1月1日の期間が含まれない)場合などは、転入日のわかる住民票の添付でも可。</p> <p>※管理費や共益費等の請求書又は支払明細書でも構いません。ただし住所地(部屋番号まで記載のもの)、申請者氏名、令和8年1月1日が使用期間(例：水道使用期間など)に含まれていることが記載された書類が必要です。</p>
6	記載されている居住状況確認書類が用意できません。	<p>直接事務センターへお問合せください。</p> <p>電話番号：072-812-5351(9時～17時30分(土、日曜、祝日を除く))</p>
7	代理人申請はできますか？	原則として、法定代理人（親権者・後見人）に限ります。
8	入居者は大学生ですが、契約しているのは保護者です。どのように申請したらいいですか？	<p>家賃や公共料金の支払いが書類で確認できる方から申請してください。</p> <p>保護者の方が負担している場合は、保護者の方が申請してください。</p>